

財務省告示第二百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年六月三十日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	・五六トン
四	一、三四九トン
五	四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一七トン	一九トン	一、六一四トン	一三、七八トン	七七六トン	五六トン	八一、四一トン	二三六、五二トン	八五四、九九四トン	一三、一八八トン	三五〇トン	三三九トン	四、一七五トン	トン	二・七五トン	一トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	三二	二二
一二九トン	トン	六四一トン	一二二トン	トン	五トン	三六トン	三八八トン	五、八四四トン